

ペ ル ー  
野菜生産技術協力関連資料  
(INIPAの組織について)

昭和60年 2月

国際協力事業団

農 開 発
J R
85-14

19  
16  
11  
LIBRARY

国際協力事業団

受入 月日 '85. 3. 25	1709
登録No. 11257	85.6 ADD

JICA LIBRARY



1035283[9]



# INIPA の組織および機能規定

第1部	本規定の内容および適用範囲	1
第2部	INIPAの性格の目的・機能そしてその組織構造について	1
第3部	本部管理機関	2
第4部	諮問機関	3
第1章	諮問機関	3
第5部	監査機関	3
第1章	内部監査事務局	3
第6部	補査機関	5
第1章	企画事務局	5
第7部	実務機関	7
第1章	管理事務局	7
第2章	技術情報局	8
第8部	中枢系列の諸機関	10
第1章	農業牧畜調査部	10
第2章	農業牧畜振興部	11
第3章	農業機械全国サービス部	13
第9部	地方の諸機関	15
第1章	農業牧畜調査振興センター	15
第10部	補 則	18
第11部	終 則	18

A INIPA (農業牧畜調査振興国立研究所) 農業部門

《INIPAの組織および職権規定》

作成：予算および統一合理化計画局

B 初版：1981年

2版：1982年

3版：1984年(改正)

－法律第23509号－1983年度共和国総予算法

－INIPAの管理機構の決議 第518-83号－これによってCIPA(農業牧畜調査振興センター)の内部に内部管理事務が創設される。

－INIPAの管理機構の決議, 第151-84号－これによって農業牧畜振興局の構成が改正される。(附属文書を参照のこと)

作成：予算および統一合理化計画局

C 《イッバック・アマルおよびミカエラ・バスティーダス解放 勝利200年記念》

INIPA：農業牧畜調査振興国立研究所

所在番号：N.0708-81-INIPA-OA-AD

リマ(市), 1981年12月31日

本研究所INIPAは下記の決議を公布した。

《INIAP管理機関決議書第0390-81-INIPA》－リマ市, 1981年12月31日。それは以下の点を考慮してである。1981年1月19日付の法令第21号により、農業牧畜調査振興国立研究所(INIPA)の創設を規定する。農業部門の組織法が承認されたこと。次に1981年3月27日付の最高令第046-81-AGおよび1981年10月7日付のINIPA管理機関決議第113-81-INIPAによって同研究所の組織と基本的職能が承認されたこと。さらに研究所運営の文書として組織および職能規定に承認が必要であること。以上を考慮して、単一規定として次のことを決議するものである。11の部, 93の条項, 補則1それに最終規則1からなる。農業牧畜調査振興国立研究所の組織および職能規定を承認する。これを記録され、連絡されるように。

マヌエル・グアルディア・マヨルガ 副所長 INIPA

上記のことを承認いただきたく、また他の用途にあてていただきたくご送付申し上げます。

敬 具

管理事務局文書管理係

ルイス・D・マラガ・トゥルコフスキ

# 目 次

本規定の内容および適用範囲	1
INIPAの性格・目的・機能そしてその組織構造について	1
管理機関	2
諮問委員会	3
内部監査事務局	3
・ 調査課	4
・ 内部査問課	4
企画事務局	5
・ 計画課	6
・ 技術協力課	6
・ 研究・企画課	6
管理事務局	7
・ 人事課	8
・ 予算課	8
・ 調達課	8
・ 会計課	8
技術情報局	8
・ 能力向上課	9
・ 通信課	9
・ 情報・文書課	9
農業牧畜調査部	10
・ 寿命測定・情報事務所	11
・ 農業調査課	11
・ 牧畜調査課	11
農業牧畜振興部	12
・ 農業経済事務所	12
・ 農業工学事務所	12
・ 農業開発課	13

• 農村流通育成課 .....	13
農業機械全国サービス部 .....	14
• 企画事務所 .....	14
• 管理事務所 .....	14
• 操作課 .....	14
• 維技サービス課 .....	14
• 技術課 .....	14
• 農業機械化技術援助課 .....	14
農業牧畜調査振興センター .....	15
• 企画事務室 .....	17
• 管理事務室 .....	17
• 技術通信室 .....	17
• 農業経済事務室 .....	17
• 試験基地 .....	17
• 農業牧畜振興地域 .....	17
• 農業機械地方サービス所 .....	17
補    則 .....	18
終    則 .....	18



# INIPAの組織および職能規定

## 第1部 本規定の内容および適用範囲

〔第1条〕 本規定は《農業牧畜調査・振興国立研究所》（以下INIPAと称する）の組織構造ならびにこの研究所にふくまれる諸機関の職能および諸関係を規定するものである。

また同時に各機関の長の特定職能および権限をも規定する。

〔第2条〕 本規定はINIPAのすべての機関に適用する。

## 第2部 INIPAの性格、目的、機能そしてその組織構造について

〔第3条〕 INIPAは農業部門における国営法人の地方分権公営団体である。

現行の諸規定にしたがって技術的にも管理的にも自治権を有しており、この設立期間は不定、法律上の所在地は共和国首都にあるものとする。

〔第4条〕 INIPAが目的とするのは、農業牧畜の生産と生産性の向上に寄与することである。ただしこの部門の政策にそいつつ、とくに国民の食糧事情にとってより意義ぶかい製品の生産に力を入れるものである。

〔第5条〕 一般的にINIPAの行う職能は下記のものである。

- (a) 農業牧畜調査事業および水の利用調査、土地利用の計画化、指導、実施、監督および評価。
- (b) 国営農業牧畜部門における農業牧畜振興事業の計画化、指導、実施、監督および評価。
- (c) 農業牧畜の生産向上のための業務をふくめて、農業牧畜部門の奨励事業の計画化、指導、実施および監督。
- (d) 農業牧畜部門の機械、とくに優先的機械設備(?)と規定されているものの利用計画の提案。
- (e) 農産物通商センターの機能化を通じて、農産物の流通を拡大するための事業の振興、調整および実施。
- (f) さらに現行の諸法規に適合したその他の事業の振興、調整およびそれらの実施。

〔第6条〕 その機能を果たすためにINIPAは下記のような基本的な組織を有する。

### (a) 本部

管理機関	研究所長
	副所長
	農業牧畜調査局局长
	農業牧畜振興局局长

### (b) 諮問機関

諮問委員会

- (c) 監査機関  
内部監査事務局
- (d) 補佐機関  
企画事務局
- (e) 実務機関  
管理事務局  
技術情報事務局
- (f) 指導機関  
農業牧畜調査局  
農業牧畜振興局  
全国農業機械サーヴィス局
- (g) 下部指導機関  
農業牧畜調査・振興センター, CIAP

### 第3部 本部

#### 第1章 管理機関

〔第7条〕 INIPAの管理機関は次のものからなる。

- 研究所長
- 副所長
- 農業牧畜調査局長
- 農業牧畜振興局長

〔第8条〕 INIPA所長はこの研究所の最高権威者であり、次のような権限を有する。

- (a) INIPAの代表権の行使。
- (b) INIPAの諸活動の指導と監督。
- (c) 自己の権限内で採用しうる諸政策を農業省に提案する。
- (d) 予算の執行。
- (e) INIPAの計画、企画の承認。
- (f) 予算案、年間の行事予定、収支決算および同研究所の財政上の諸状況についての承認。
- (g) INIPAの諸機関内の組織の承認。
- (h) 当研究所の設立目的をより完全にはたすために必要とされる行為、契約の実行。
- (i) 適切と判断したときには、管理および予算的性格をもつ自己の権限
- (j) 現行の法規に適合していると考えられるその他の権限を委任できる。

〔第9条〕 副所長は所長をつねに補佐し、所長の不在ないしは支障のあるときは、同じ権

限および機能を代行する。

〔第10条〕 農業牧畜調査局長の職務は、農業牧畜調査、実験事業の指導、調整、監督および評価である。

〔第11条〕 農業牧畜振興局長の職務は、農業牧畜の開発奨励事業の指導、調整、監督および評価である。

〔第12条〕 INIPA 所長および上記の2局長は総事務局長を管轄下におき、事務局長は管理機関に提出する文書の処理について決定を下し、その権限内にある技術—管理上の事柄を決定し、それらを取扱う点で管理機関を補佐しなければならない。補佐役はその職能を執行することで管理者を補佐し、あるいはその管轄内の事項についてはそれを直接取扱う。さらに情報、宣伝の長は、INIPA が行う諸活動を広報するものである。

#### 第4部 諮問機関

##### 第1章 諮問委員会

〔第13条〕 諮問委員会の職務は、諮問を依頼された事柄に関して管理機関を補佐することにある。

〔第14条〕 諮問委員会は公営あるいは私営の団体の代表者によって組織されるが、このメンバーは管理機関の提案にもとづいて農業省が決定する。

〔第15条〕 本委員会は内規をつくるものとするが、それを農業省が承認する。

#### 第5部 監査機関

##### 第1章 内部監査事務局

〔第16条〕 内部監査事務局の職責は、国家監査制度法、共和国総監査局法、農業部門監督法その他現行の諸法規にのっとって、INIPA の職員についての監査を行うことである。

〔第17条〕 内部監査事務局の職能は次のとおりである。

- (a) 国家監査制に関する諸事項について所長を補佐し、所長に情報を提供すること。およびその管轄内にある計画、企画、法則（の作成）を提案すること。
- (b) 現行の法規に適合した監査計画の作成。
- (c) 本研究所の人事面での管理および経済的手段と財政運営に関して、現行の法則、手続き、措置が運用されているかを監視し、確認すること。
- (d) 入手した結果を分析して、本研究所内の技術的、経済的、管理的、財政的性格を有する業務、事業および活動が、そして利用された経済的資材が、本研究所の方針、目的、計画の達成との関連において果されているかを事後に監査すること。
- (e) その管轄の範囲内において、INIPA の諸機関がよりよく機能するために、それに適した矯正措置を提案すること。
- (f) 管轄の機関によって措置された技術的、管理的性格の勧告と手段、および資産の運用の改善を目的とする勧告事項と手段とが実施されているかどうかの点検。

(g) 共和国管理局および農業省内管理事務局に提出するために定期的に報告書を作成すること。

(h) 管理的性格を有する調査。

(i) および研究所長が命じたその他の調査を行うこと。

〔第18条〕 内部監査事務局の長は、INIPA 所長直属の事務局長の資格を有する監査局長がつとめ、この職責の執行にあたっては、所長の代理の資格を有する。

〔第19条〕 監査局長の職能は次のものとする。

(a) 監査事務局を構成する所員の機能、働きの指導、計画化、監督および評定。

(b) INIPA を構成する諸機関の機能を改善するについての矯正手段ならびに監査業務計画案を本部、管理機関に提案する。

(c) 内部監査事務局の機能を統制し律する監査業務計画書、ならびに技術＝管理に関する諸規定を作成あるいは作成せしめること。

(d) 本部管理機関に対して、行った監査行為を報告し、それに関する矯正手段を提言する。

(e) 実施した監査行為の結果として発表した矯正措置を遂行せしめること。

(f) 部門全体の案との連関を密にするために監査行為計画書を農業省の総事務局に上提すること。

(g) 実さいに採った措置についての情報を、共和国監査総局および農業省総監査局に報告すること。

(h) 監査事務局の予算案を作成すること。

(i) 局員の任命、契約、昇進あるいは再任、さらに奨励金の授与あるいは懲罰を提案すること。

(j) 職員の能力向上あるいは専門化の必要の提起。

(k) 職員ならびに一般からの苦情、不満および

(l) 本部管理機関からだされる苦情に対処すること。

〔第20条〕 内部監査事務局は次のような組織機構を有する。

事務局本部

(a) 局長

課

(b) 調査課

(c) 内部査問課

〔第21条〕 調査課の職務は、INIPA の諸機関に属する職能、計画、企画、目的が完遂されているかどうかを監査することにある。

〔第22条〕 内部査問課の職務は、監査計画書および現行のその他の法規にしたがって、INIPA の諸機関で行われた財政的、管理的措置を事後において照合調査することである。

〔第23条〕 内部監査事務局は本研究所所長に直属して、次のような関係をもつ。職能的関係では、

- (a) 本研究所のそれ以外の、中央レベルの機関および農業牧畜調査振興センターと機能上の関係を。
- (b) 調整の分野においては、その権限範囲については、国立の農業部門の諸機関および組織と、そして公営および民営の諸団体とも関係をたもっている。

## 第6部 補佐機関

### 第1章 企画事務局

〔第24条〕 企画事務局は、研究所の方針をたてる面で補佐する。全国企画機構法の規定にしたがって、本研究所の事業を計画しその評価を行う。研究所の予算の作成と評価を行う。国際的技術、経済協力の企画とそれの調整と評価とに責任を負いこの研究所の管理上の合理化に対して協力を行う。

〔第25条〕 企画事務局の職能は次のようなものである。

- (a) 研究所の方針の決定、その実施、評価について所の管理機関を補佐する。
- (b) 全国企画制度の方針に合わせて、INIPA内での企画の推進にたずさわる。
- (c) 本研究所の他の機関と必要な調整を行いつつ、全国農業牧畜調査、振興計画を作成し、それを評価する。
- (d) 農業省の総管理事務局ならびに農業計画事務局とともに、INIPAの予算割合および予算決定事務の調整を行う。
- (e) 国内、国際技術、経済協力機構の計画化、調整および評価を行う。
- (f) INIPAの職員給与体系の決定と職責の等級化作業を行う。
- (g) INIPAがよりよく機能を果せるように管理合理化の点において技術的な補佐を行う。
- (h) INIPAの投資計画を作成し評価し、それを本部管理機関に提案する。
- (i) INIPAにおける企画化、投資、予算作成と評価およびINIPAの技術協力と管理合理化事業を行うにあたって必要な技術の方針を決定する。
- (j) その他本部管理機関が命じる方針を決定する。

〔第26条〕 企画事務局の長は、局長の資格で第3管理局長がその任にあたる。そして次の職能を有する。

- (a) 自からの監督下にある事務局を構成する職員の指導、監督ならびに評価、さらにINIPAの他諸機関に配置された。その監督下にある職員についても同様に監督、評価を行う。
- (b) その管轄内の事項について本部管理機関を補佐する。
- (c) 企画事務局の年次事業計画を提示する。

- (d) 当事務局の職員の行動を規制する技術上、管理上の規定を作成または作成せしめる。
- (e) INIPA の方針の検討および決定に、さらに農業牧畜部門の開発計画の作成にも参加する。
- (f) 全国農業牧畜調査、振興計画の作成と評価を行う。
- (g) 監督下にある事務局の職員の作業能率をよくするために必要な手段を提案する。
- (h) 監督下の職員を監督し、評価し、さらにかねつねに能力向上を行いうるよう留意すること。
- (i) 監督下の職員の任命、契約、昇進、再任に関して提言を行い、計画局の責任者に関しては意見をのべ、さらに職員たちの奨励金あるいは懲罰についても提言をする。
- (j) 監督下の職員の能力向上あるいは専門化について提案を行う。
- (k) 企画事務局の予算案を提示する。
- (l) 実施した諸事業、行為に関して本部管理機関につねに報告を行うこと。そして、
- (m) 管理機関より命令されたことについても同様である。

〔第27条〕 企画事務局の組織構造は次のとおりである。

事務局

(a) 事務局

課

(a) 計画課

(b) 技術協力課

(c) 研究、企画課

〔第28条〕 計画事務局局长は第3管理局长に協力を求めることができる。そして後者はこの機関の運用においてつねに局长を補佐し、その不在のあり、ないしは執務を妨げられるときは局长の職能、権限を代行する。

〔第29条〕 計画課は INIPA の方針、計画案、企画ならびに INIPA 予算、さらに本研究所の機能を改善するために必要とされる管理上の合理案の検討、作成、評価を行う。

〔第30条〕 技術協力課の職責は、能力向上をふくめて国内、国際技術、経済協力事業の企画、調整そして評価を行うことである。

〔第31条〕 研究、企画課の職責は INIPA の投資計画の企画、作成、評価を行い、さらに農業牧畜調査、振興に関連する諸企画を実現させるために必要な研究を行うことである。

〔第32条〕 企画事務局は本研究所の所長に直属して、下記の関係を有する。

- (a) 機能上の関係：本研究所の中央レベルの他の機関、および農業牧畜調査、振興センター（CIPA）と。
- (b) 調整面での関係：この職権の範囲内において、農業部門の他の機関および組織ならびに公営、民営の他の企業体。

## 第7部 実務機関

### 第1章 管理事務局

〔第33条〕 管理事務局は現行の法規にのっとり本研究所の職員、予算、資材調達、会計事務という管理面の運用にたずさわる。

〔第34条〕 管理事務局は次の職能を有する。

- (a) 本部管理機関に対して、その権限下にある管理事務についての方針を提示する。
- (b) その活動を規定している諸法規にのっとり、管理事務を計画化し、調整、指導し、さらに執行、評価する。
- (c) 企画事務局を調整しつつ本研究所の予算を作成、決定に協力する。
- (d) 現行の諸規定にのっとり INIPA の職員の管理事務を指導、調整、実行する。
- (e) INIPA が必要とする資材、財、装置の購入、保管、配布を行う。
- (f) 中央の諸機関を補助し、これらの機関が必要とする安全性を提供する。
- (g) 送付されてくる法規類の記録、登録、転写、保管そして本研究所の文書類の整理。
- (h) 現行の諸規定にのっとり、本研究所の収支決算書および財政計算書などを作成する。
- (i) INIPA の財政状態にとって、定期的に本部管理機関に報告する。
- (j) その管轄内の事項について、INIPA の諸機関を補佐する。
- (k) その他本部管理機関によって命じられた事項についても同様である。

〔第35条〕 管理事務局の長は、総局長の資格で3管理制度局長があたり、次のような職能を有するものとする。

- (a) その監督下にある職員を指導、監督、評価する。
- (b) INIPA 内の諸機関においてそれを代表する職員たちの行為を監督し、またそれらがよりよく機能するよう手段を提示する。
- (c) その任にある事務局の予算表を提出する。
- (d) その監督下にある職員の任命、契約、昇進あるいは再任に関して提言を行う。そしてそれが管理事務局の長の場合には意見をのべるものとする。さらに奨励金の授与あるいは懲罰についても提言する。
- (e) その監督下にある職員の能力向上あるいは専門化について、さらに研修のための講習会出席あるいは奨学金給付の候補者について提言を行う。
- (f) その管轄内の事項について指導方針をだす。
- (g) 実施した事柄について、本部管理機関に報告すること。
- (h) その監督下の事務局の機能を律する管理一括技術は諸規則を作成する。あるいは作成せしめる。
- (i) 本部管理機関の下命するその他の規則についても同様である。

〔第36条〕 管理事務局の組織構造は次のとおり。

## 事務局

(a) 事務局

### 課

(b) 人事課

(c) 予算課

(d) 調達課

(e) 会計課

〔第37条〕 管理事務局長は2管理制度局長の援助をうけることができる。2管理制度局長は、つねにこの事務局の運営にたずさわり、管理事務局長が不在あるいは、差し支えのある場合、同じ職能、権限をもってその代行をつとめる。

〔第38条〕 人事課は人事組織の技術的措置を執行し、職員の社会福祉、厚生面の計画を実施する職責を負う。

〔第39条〕 予算課は企画事務局と調整を行いつつ、予算制度上の諸措置を実施、執行する職責を負う。

〔第40条〕 調達課は調達機構の措置を実施すると同時に、本研究所が要求する補助的なサービスおよび安全を提供する職責を負う。

〔第41条〕 会計課はINIPAのために、それに関連する法則にのっとり帳簿をつけ、予算金額を請求、受理し、契約した義務事項を遂行することを職務とする。

〔第42条〕 管理事務局は本研究所の本部管理機関の直属とし、次のような関係を有する。

(a) 職能上の関係：中央レベルの本研究所内の諸機関および農業牧畜調査、振興センター(CIPA)と。

(b) 調整上の関係：その管轄範囲内の事項について、公営農業部門の諸機関、諸組織ならびに公営、民営のその他の企業と。

## 第2章 技術情報局

〔第43条〕 技術情報局は、農業牧畜技術の普及、さらに能力向上、技術導入のための通信、情報蒐集活動を行う。

〔第44条〕 技術情報局は下記の職業を有する。

(a) INIPAの技術情報活動方針に関していくつかの案を本部管理機関に提案する。

(b) 能力向上、通信、情報蒐集活動についての計画を立て、調整し、監督しそれを実施し、評価すること。

(c) 全国農業牧畜調査、振興計画の作成に参加する。

(d) INIPAを構成する諸機関からの要請にもとづいて、INIPAの能力向上計画を制定し、提出する。

(e) その管轄範囲において、INIPAの諸機関に協力する。

(f) 事業の改善を目標として、能力向上、通信、情報蒐集にもちいる技術、方法の研究、



検討を行う。

(g) 能力向上、通信、情報蒐集活動を行っている。国内および国際的な諸機関と協力して、機能面からの調整方針を確立する。

(h) その他本部管理機関より下命されることの実行。

〔第45条〕 技術情報局の局長には、事務局長の資格で3管理制度局長があたる。なお局長の職能は次のとおりである。

(a) その監督下にある職員の仕事の指導、監督そして評価。また INIPA の諸機関においてその立場を代行している監員の監督と評価。

(b) その管轄内の事項において、本部管理機関を補佐する。

(c) その監督下にある局の業務を律する技術上、管理上の諸法規の作成およびそれを作成せしめること。

(d) 監督下にある局の予算案の提出ならびに本部管理機関が命じる管理的性格を有する権限の行使。

(e) その監督下にある職員の任命、契約、昇進あるいは再任について提言を行い、CIPA（農業牧畜調査振興センター）の技術情報局の長についての場合は意見をのべ、さらに奨励金の授与あるいは懲罰についての提言を行う。

(f) 監督下の職員を監督し、さらにつねに能力の向上について注目すること。

(g) 監督下にある局の年間の事業計画を作成、提出する。

(h) この局が実施した事柄について、本部管理機関に報告すること。

(i) 本部管理機関が下命した事柄の実行。

〔第46条〕 技術情報局の組織構造は下記のとおり。

事務局

(a) 事務局

課

(b) 能力向上課

(c) 通信課

(d) 情報・文書課

〔第47条〕 能力向上課の仕事は、INIPAの諸機関の技術、管理職員のための能力向上計画、視聴覚教育企画を企画し、指導し、監督し、評価することである。またこの局に委託された農業牧畜関係者の能力向上事業についても同様とする。また INIPA が行う一般的な催し物に関しても上記の措置をとること。

〔第48条〕 通信課の職責は、農業牧畜の調査、開発、育成および農村部の商業流通育成を行うための宣伝情報諸計画を企画、指導し、調整、監督し、それらを評価することである。

〔第49条〕 情報・文書課の職務も上と同じである。

〔第50条〕 技術情報局は本研究所の本部管理機関に直属しており、次の関係を有している。

- (a) 機能上の関係：中央レベルの本研究所内のその他の機関ならびに農業牧畜調査振興センター（CIPA）と。
- (b) 調整上の関係：その管轄範囲内での面においての国営の農業部門の諸機関や諸組織と、さらに公営、民営のその他の企業体と。

## 第8部 中枢系列の諸機関

### 第1章 農業牧畜調査部

〔第51条〕 農業牧畜調査部は、同部部長の出した方針にしたがって基礎食料品を優先とする農業牧畜部門の調査、実験に関する事業の規準比、調整をその職務とする。

〔第52条〕 農業牧畜調査部の職能は次のものとする。

- (a) 農業牧畜調査、実験に関する方針についていくつか試案を研究所本部管理機関に提出すること。
- (b) INIPA の一般方針の検討と決定に、また全国農業牧畜調査、振興計画の作成に参加する。
- (c) CIPA および企画事務局と調整しつつ、全国農業牧畜調査実験計画の制定に参加すること。
- (d) 制定される計画にのっとり、農業牧畜部門の調査実験にかかわる諸事業の実施を円滑化し、指導し、監督し、評価すること。
- (e) 実施される調査、実験事業の点で、地方の諸組織の行う事業の基準化、結合を行いそれらを監督する。
- (f) 農業牧畜開発のために国内あるいは国際的な諸団体がを行い、それが財政的に援助する講習会を通じて意見を述べ、また（あるいは）科学技術上の調査計画を実行にうつす。
- (g) 個人および公営民営の団体が実施する農業牧畜調査を振興かつ組織するために必要な規定を提出する。
- (h) 農業牧畜調査に関する契約および（あるいは）協定を提案し、そのことについて意見をのべること。
- (i) 実験活動についての統計分析の立案、計算実施およびデータの解釈についての指導。
- (j) ならびに農業牧畜調査部が命じるその他の分析についても同様である。

〔第53条〕 農業牧畜調査部の長は同部長がつとめ、その職能は次のとおりとする。

- (a) 同部を構成する職員の仕事の指導、監督および評価。
- (b) 同部の機能を律する技術上、管理上の規定の作成あるいはそれを作成せしめること。そして調査事業を円滑に行うのに必要な手段を提案すること。
- (c) その監督下にある職員の監督ならびに評価、さらに職員の能力がつねに向上するよ

うに監督すること。

- (d) その監督下にある職員の任命、契約、昇進および再任、さらに契約金の授与あるいは懲罰について提案を行うこと。
- (e) 農業牧畜調査部の予算案を提示すること。
- (f) 同部の年間事業計画を提出すること。
- (g) 計画した目標の到達度あるいは完遂した部分について本部管理機関に報告すること。
- (h) その他本部管理機関の下命する事業を行う。

〔第54条〕 農業牧畜調査部の組織構成は次のとおりである。

部

(a) 調査部

補佐機関

(b) 寿命測定、情報事務所

課

(c) 農業調査課

(d) 牧畜調査課

〔第55条〕 寿命測定、情報事務所の職務は、INIPAが実施する調査、実験の方法（論）を開発することである。また調査、実験に関する統計を立案し、計算し、そのデータの解釈を行う。この事務所にデータ・バンクをおく。

〔第56条〕 農業調査課は耕作の調査、実験に関する事業の推進、方向付け、調整、監督そして評価を行い、その管轄内にある調査の必要性についての優先順を決定することをその職務とする。

〔第57条〕 牧畜調査課の職責は、畜産の調査、実験に関する諸事業の推進、方向付け、調整、監督そして評価を行い、その管轄範囲における調査事業の優先権を決定する。

〔第58条〕 農業牧畜調査部は本部管理機関に直属していて、次の関係を保っている。

- (a) 機能上の関係：中央レベルの本研究所の諸機関ならびに農業牧畜調査、振興センターと。
- (b) 調整上の関係：農業分野の国立の諸機関および諸組織さらにその管轄範囲内の事項において、その他の公営民営の団体と。

## 第2章 農業牧畜振興部

〔第59条〕 農業牧畜振興部の職務は、農業牧畜の生産および生産性の向上に寄与し、かつ農業牧畜振興部の部長によって示めされる方針に沿った農業牧畜の開発、助成事業の標準設定と調整を行うことである。

〔第60条〕 農業牧畜振興部は次のような職能を有する。

- (a) 本部管理機関に対して、農業牧畜振興政策についての計画案を提出する。
- (b) INIPAの全体方針の検討と決定に参加し、また全国農業牧畜調査、振興計画の作

成に参加する。

- (c) 農業牧畜調査，振興センターおよび企画事務局と調整を行いつつ、全国農業牧畜振興計画を作成し、それを提出すること。
- (d) つねに農業牧畜振興事業、さらに農業経済，農業工学そして農村の経済流通振興に関する諸事業の実施にあたって標準設定、指導を行い、それらを支援し監督し、評価すること。
- (e) 農家の社会的向上につながる事業について標準を設定し、それらを支援し、監督し、評価すること。
- (f) 民営の農業畜産開発，推進関係の諸研究所などから要請される技術援助を振興し、支援し、それに応じる。
- (g) 農村部における農業牧畜関係の製品の流通化を振興助成する。
- (h) 生産の地域限定化を推進して、天然資源の合理的利用をすすめる。
- (i) 全国あるいは地方規模で存在している耕作あるいは畜産の増産の妨げとなっている主要要因を解決するために、調査方針を策定し提出する。
- (j) 農業牧畜の開発を目的とする、国内および国際的な諸団体からの技術および財政的援助計画に対して意見をのべ、また（あるいは）それを実施する。
- (k) 農業牧畜振興部が下命するその他の事業を行う。

〔第61条〕 農業牧畜振興部の長には同部の部長があたり、その職能は次のものとする。

- (a) 同部を構成する職員の作業の指導，監督および評価をすること。
- (b) 同部の仕事を律する技術上，管理上の諸規定の作成とそれを作成せしめること。また農業牧畜開発，助成事業を向上させるために必要な諸手段を提案すること。
- (c) その監督下にある職員を監督，評価し、同時にかねらの能力がつねに向上するよう監督すること。
- (d) 監督下にある職員の任命，契約，昇進および再任について提案を行い、また場合によっては奨励金の授与あるいは懲罰を提案する。
- (e) 同部の予算案を提出する。
- (f) 同部の年間事業計画を作成すること。
- (g) 計画した目的の達成度および完遂状況に関してつねに本部管理機関に報告する。
- (h) その他、本部管理機関の下命する事業の実施。

〔第62条〕 農業牧畜振興部の組織構成は次のとおりとなっている。

部

(a) 部

補佐機関

(b) 農業経済事務所

(c) 農業工学事務所

課

(d) 農業開発課

(e) 農村流通育成課

〔第63条〕 農業経済事務所の職務は、生産要素の適用、使用の効率をたかめるために技術的、経済的研究を行うことである。

〔第64条〕 農業工学事務所の職務は、農業牧畜生産および農村部の流通化育成のために必要な内部基本構造を建設し、改善し（あるいは）改良するのに役立つ計画を研究することである。

〔第65条〕 農業開発課の職務は、農業牧畜の生産、生産性を向上させるため生産者の技術水準をよくするための農業牧畜開発、育成活動ならびに農家の社会経済水準を引き上げるための社会的振興活動を実施することである。

〔第66条〕 農村流通育成課の職務は、買占、分類、かん詰め、パック化、保存、売買そして市場情報を通じて農村部に流通促進の振興事業をおこすこと。また農村部での流通化の諸問題および内部基本構造の建設要求に関する研究を行うことである。

〔第67条〕 農業牧畜振興部は本部管理機関に直統していて、次の関係を他機関と保っている。

(a) 機能上の関係：中央レベルの本研究所の他の諸機関および農業牧畜調査振興センターと。

(b) 調整上の関係：その管轄範囲内において、国営の農業部門の諸機関および諸組織、さらに公営民営の他の団体と。

### 第3章 農業機械全国サービス部

〔第68条〕 農業機械全国サービス部は農業畜産部門の生産者に対して農業機械化サービス部であり、それによって農業牧畜の生産および生産性の向上に寄与するものである。また同部は INIPA の調査、開発、助成事業あるいは農業部門の他の関係団体のそうした事業を援助する。さらに民営の諸団体の経営する農業機械化基地の開発にも協力する。

〔第69条〕 農業機械全国サービス部の職能は次のようなものである。

(a) その管轄範囲内において方針、計画、企画の試案を本部管理機関に提出すること。

(b) 農業機械全国サービス計画を作成し、それを提出すること。

(c) 農業の機械化に関する諸活動の標準づくり、実行および監督、評価を行う。

(d) 農業牧畜地域、とくに優先的とされる地域に対する機械サービスを提供すること。

(e) 森林開発（伐採？）事業、土地の造成・改良、排水、河川問題の解決、かんがい設備の建設と改良に参加し、さらに機械および農業資源の利用を改善すること。

(f) 民営の団体による農業機械化基地を育成して、機械の選択、操作に関しての農業従事者に対する技術援助活動に参加すること。

(g) 農業機械のアンターサービス網を完備し、スペアパーツの用意、在庫を通じてこ

の部分の諸組織ならびに農業従事者を援助すること。

- (h) 農村部の耕作者の能力向上のために、農業機械と土地保全に関するビデオ・テープおよびその他の技術情報通信手段を備えること。
- (i) 地方、地域内サービス網を通じて、能力向上、開発、振興、調査に関する諸事業を援助すること。
- (j) 農業機械の賃借料についての方針を提出すること。
- (k) 全国レベルの農業機械集荷センターの革新についての必要事項を計画化すること。
- (l) それ以外、INIPAの本部管理機関が命じた事業を行うこと。

〔第70条〕 農業機械全国サービス部の長には、部長の資格で3部の企画（機構）局長が任にあたるが、次の職能を有する。

- (a) 農業機械全国サービスの運用についての企画、組織、指導、監督を行う。
- (b) 農業機械のサービス事業を拡大し、また（あるいは）それを行うために公営、民営の団体と事業を調整する。
- (c) 国内および国外の公営民営の組織に対してSENAMAを代表する。
- (d) この部の業務が都合よく進展するように諸職能を代行する。
- (e) この部の職員の任命、契約、昇進、給与支払停止、再任、さらに奨励金の授与あるいは懲罰についての提言を行う。
- (f) この部が取扱う経済上、技術上の協定および契約に参画すること。
- (g) 監督下にある職員の監督、評価し、さらにその能力向上にたえず留意する。
- (h) 監督下の本機関の予算案を提出する。
- (i) その責任下にある諸事業の進展に関して、本部管理機関に対して報告する。
- (j) その他本部管理機関が命じる事業の実行。

〔第71条〕 農業機械全国サービス部の組織は次のとおりである。

部

(a) 部事務所

補佐機関

(b) 企画事務所

支援機関

(c) 管理事務所

課

(d) 操作課

(e) 維持サービス課

(f) 技術課

(g) 農業機械化技術援助課

〔第72条〕 企画事務所の職務は、事業の企画に関する面でこの部を補佐する。SENAMAの

権限企画を作成する。合理化事業を実施し、INIPAの企画事務局と協力して、この組織の予算を編成し、その評価に参加する。

〔第73条〕 管理事務所は、その管理組織を適宜に利用して、このサービス部事務所および部の職員のために援助作業を行う。

〔第74条〕 操作課の職務は、物理的な達成目的を完遂するための操作計画および必要な機械類の配置、移動計画を作成、制作することである。

〔第75条〕 維持課の職務は、このサービス部の機械類が作業に耐えるよう維持し、この部の要請に申し分なく対処できるように機械装置の修理面での必要性をつねに満たすことである。

〔第76条〕 技術課の職務は、工事の契約方針が異っていても、このサービス部が参加できるように、工事計画を作成することである。

〔第77条〕 農業機械化技術援助課の職務は、公営、民営を問わず、この分野における機械化に技術援助制度を育成できるように、援助事業を行うことである。

〔第78条〕 農業機械全国サービス部はこの研究所の本部管理機関に直属して、次のような関係を他の組織と保つ。

(a) 機能上の関係：この研究所の中央レベルの他の機関ならびに農業牧畜調査振興センター(CIPA)と。

(b) 調整面での関係：この部の管轄範囲において、国営の農業部門の諸機関および諸組織ならびに公営、民営のその他の団体と。

## 第9部 地方の諸機関

### 第1章 農業牧畜調査振興センター

〔第79条〕 農業牧畜調査振興センター(CIPA)はその法制上の範囲内において、農業牧畜関係の調査、試験、開発および育成事業をおこない、また農村部の流通事業を行う。そしてCIPAは、試験基地および試験下部基地、振興地区、開発係員、農業機械の地方・地域サービス事務所、そして作業を行うにあたって必要とするとき援助員の協力をもとめることができる。

〔第80条〕 CIPAは次の職能を有する。

(a) 地方レベルの方針についての試案、その管轄内の企画、計画案を本部管理機関に提案すること。

(b) 地方の範囲内に存在する機関、職員と調整しつつ、農業牧畜面の調査、実験、開発さらに農業牧畜の振興と農村部の流通化に関する諸事業を、さらに農業機械化面での援助事業を計画化し、調整、実行し、それらを監督し、評価すること。

(c) insumosの生産あるいは調達そして農業牧畜生産のためのサービス提供の事業について調整、援助し、さらにはそれらの推進、実施すること。

- (d) 農村部の流通化のための活動を推進、監督そして評価すること、さらに流通事業上の問題点に関連した研究を行うこと。
- (e) 技術、経済、財政上の研究、コストの分析、評価を行い、さらに農業牧畜面での情報、統計システムの完成を目指すこと。
- (f) 現状時での能力の範囲内で、農業の機械化活動に関連した技術協力サービスを提供すること。
- (g) 実施される農業工学上の活動に、権限の範囲内で参加すること。
- (h) 技術的な能力向上および技術の普及に関する諸活動を調整し、それを実施すること。
- (i) 農業牧畜の発展のために設立された国内および国際的な諸団体からの技術、財政援助計画を、その権限の範囲内で提案し、選択し、そして（あるいは）それらを実施すること。
- (j) 同様の機能を果している農業牧畜部門のその他の団体、職員、さらに大学とか他の研究所と法律の認める範囲内で、調査事業およびそれらの結果の公表作業を調整すること。
- (k) その他、本部管理機関が下命する事業の実施。

〔第81条〕 農業牧畜調査振興センターの各々の長には所長の資格で、3部企画部長がその任にあたる。そしてその職能は次のとおりである。

- (a) その長の職にあるセンターの事業を指導、監督し、評価、管理する。それと同時にそれに関連する諸規則を提起し、あるいは実施を命じること。
- (b) その長の職にあるセンターの予算案を提出すること。
- (c) その権限のゆるす範囲内において、農業牧畜面の調査、開発、育成事業および農村部での流通化事業を指導し、さらに農業の機械化サービスに関連した事業をも指導すること。
- (d) その監督下にある職員の任命、契約、昇進、再任あるいは給与支払い停止、さらに奨励金の授与あるいは懲罰適用について、本部管理機関に提案を行うこと。
- (e) その長の任にあるセンターの機能を規定する技術上、管理上の規則の作成あるいはそれを作成せしめること。
- (f) その監督下にある職員の監督と評価を行い、かつ職員の能力がつねに向上するよう留意すること。
- (g) INIPAを代表して、農業部門地方調整委員会に加入すること。
- (h) その権限の範囲内において、その管轄の事柄に関してはINIPAの所長を代行すること。
- (i) その権限内において、計画化した事業の達成状態についてつねに本部管理機関に報告すること。
- (j) そして本部管理機関の命じた事業ならびに現行の法律が規定している作業を実施す



ること。

〔第82条〕 農業牧畜調査振興センターの組織構造は次のとおりである。

部

(a) センター事務局

補佐機関

(b) 企画事務室

支援機関

(c) 管理事務室

(d) 技術通信室

(e) 農業経済事務室

課

(f) 試験基地

(g) 農業牧畜振興地域

(h) 農業機械地方サービス所

〔第83条〕 企画事務室は計画、企画を作成し、それらの達成度を評価する。合理化事業さらにはCIPAの予算の執行、評価、必要とする技術協同事業を指導、実施する。

〔第84条〕 管理事務室の職務は、職員の管理、会計、予算（作成）、物質調達の仕事である。そして文書管理を行い、補助的なサービスを提供することである。

〔第85条〕 技術通信室は農業牧畜技術の普及活動、さらに技術の移入をうながす能力向上事業や通信事業にたずさわる。

〔第86条〕 農業経済事務室は、生産要素の利用、応用での効率をよくすることを目的とした、技術的、経済的研究を行う。

〔第87条〕 試験基地はその権限内において、採用されることになった調査企画および農業牧畜上の実験を行う。そしてその結果を評価する。

〔第88条〕 試験基地はその機能をよりよく果すために、その管轄区域の必要度に応じて、下部試験基地ならびに試験場の協力をもとめることができる。

〔第89条〕 農業牧畜振興地域は農業牧畜の開発および育成事業を、さらに農村部での流通化事業をその権限のおよぶ範囲内で実施する

〔第90条〕 農業牧畜振興地域は、その機能をよりよく果すために、開発代行事務所の協力をあおぐことがある。

〔第91条〕 農業機械地方サービス所は、それぞれの区域内において、農業牧畜面の生産者に対して、農業の機械化に必要なサービスを行う。

〔第92条〕 農業機械地方サービス所は、その活動をさらによく行うために、農業機械地域サービス所および（または）サービス所単位（このいずれかになるかは要請されるサービスの必要度に合せて決めることになる。）からの協力をうることができる。

〔第93条〕 農業牧畜研究振興センターは研究所本部の管理機関に直属するものとする。そして他の組織との関係は次のとおりである。

(a) 機能上の関係： INIPA の中央レベルの諸機関と。

(b) 調整面での関係：その管轄範囲内においては農業部門の諸組織および民営、公営のその他の団体と。そしてその権限のおよ範囲にある地方調整委員会ならびに地区調整委員会と。

## 第10部 補則

第1条 研究所の諸機関は、本規定が承認された日から教えて45日の期間以内に、それぞれの機関についての組織および職能パンフレットを作成すること。

## 第11部 終則

第1条 本規定は承認された翌日より実施される。

390-84 INIPA法によって承認された、国立農業牧畜研究所 INIPA の組織ならびに職能に関する規定に対する修正規定。

★ ★ ★ ★ ★

1. 法律第23509号、即ち「1983年に関する共和国予算法」、管理者規定第518-83-INIPA、さらに管理者規定第151-84-INIPAを適用することによって、その実施続行の指示されている組織、職権規定 - FORのいくつかの条項を、次のような言葉で修正する。

## 第6部 補佐機関

### 第1章 予算企画事務局

〔第24条〕 予算、企画事務局は研究所の方針の作定を補佐する。予算、企画、合理化事業を計画し、評価する。

また、国際的技術、経済協同事業の企画、調整、評価に責任をもつ。

〔第25条〕 予算、企画事務局の職能は次のとおりである。

- (a) 本研究所の方針の策定、実施、評価の点で本部管理機関を補佐する。
- (b) 全国計画機構の方針にのっとって INIPA 内の計画化を推進する。
- (c) 管理事務局と調整を行いつつ研究所予算を作成、検討する。
- (d) 本研究所の諸機関と必要な調整を行いながら農業牧畜研究振興全国計画案を作成し評価する。
- (e) 国内および国際的な技術、経済協力事業を企画し、調整し、評価する。
- (f) INIPA 人事 (CAP) のために職務分類の措置と人事配置案を作成する。
- (g) INIPA の機能をよくするために管理面での合理化に関して技術的援助を提供する。

- (h) 本部管理機関に対して INIPA 研究計画を作成，評価，提案する。
- (i) INIPA 内における企画，研究，予算の作成，評価，技術協力，管理上の合理化の事業を推進してゆくために必要な技術的方針を指令する。
- (j) その他、本部管理機関が命じた事業を行う。

〔第26条〕 予算企画事務局の長には、局長の資格で3管理機構の長がそれに当る。またその職能は次のとおりである。

- (a) その監督下の局を構成する職員の作業を指導，監督そして評価する。また INIPA 内でその任を代行している職員の監督，評価をも行う。
- (b) その管轄下の職務について、本部管理機関を補佐する。
- (c) 予算企画事務局の年間事業計画を提出する。
- (d) 当事務局の職員の作業を律する技術，管理面での諸規定を作成するか，作成せしめる。
- (e) INIPA の方針の研究，決定、さらに農業牧畜部門開発計画案の作成にも参加する。
- (f) 農業牧畜研究，振興全国計画ならびにその他の機関の年間計画を作成，評価する。
- (g) その監督下にある事務局の職員がよりよく機能するように必要な手段をとる。
- (h) その監督下にある職員を監督，評価し、さらに職員の能力がつねに向上するよう留意する。
- (i) その監督下にある職員の任命，契約，昇進，再任について提言を行い、さらに計画課の長の場合にはその意見を具申し、奨励金の授与あるいは懲罰についても提言する。
- (j) その監督下にある職員の能力向上あるいは専門家についての指示を提言する。
- (k) 予算企画事務局の予算案を提出する。
- (l) 実行した事業に関して、本部管理機関に報告する。
- (m) そしてその他、本部管理機関が下命する事業を行う。

〔第27条〕 予算企画事務局の組織構成は次のとおりである。

- (a) 局
- (b) 予算課
- (c) 企画課
- (d) 技術協力課
- (e) 研究・企画課

〔第28条〕 予算企画局長は3管理機構の長に補佐される。そしてこの長は、この機関運営面をつねに局長を補佐し、局長に支障のある際には、同じ職権，職能をもって局長の代理をつとめるものとする。

〔第29条〕 企画課は、INIPA の方針，計画の作成，評価を行う。

〔第30条〕 予算課の職務は、予算制度に関する諸措置を実施することである。

〔第31条〕 技術協力課の職務は、能力向上策をもふくめて、国内あるいは国際的な技術，

経済上の協力事業を企画，調整し、さらにそれらを評価することである。

〔第32条〕 調査，企画課の職務は計画を実行し、INIPAの投資計画の作成と評価を行うと同時に農業牧畜の調査と振興にかかわる企画を行うのに必要な研究を行うことである。

〔第33条〕 予算企画事務局は、本研究所の本部管理機関の直属であり、他と次のような機関と関係を有する。

(a) 機能上の関係：本研究所の中央レベルの諸機関ならびに農業牧畜調査振興センター（CIPA）と。

(b) 調整面での関係：この局の権限の範囲内のことに関して、公営の農業部門の機関や組織とそして公営民営のその他の団体と。

## 第7部 実務機関

### 第1章 管理事務局

〔第34条〕 管理事務局は現行の法規にのっとって本研究所の職員の管理事務，資材の調達，会計事務を行う。

〔第35条〕 管理事務局は次の職能を有している。

(a) その任にある管理事務についての方針を本部管理機関に提出する。

(b) その局の諸活動を律する諸規則にのっとって管理機構の事務を計画，調整，指導，実施し、かつ評価する。

(c) 現行の法規にのっとって、INIPAの職員の管理事務を指導し、調整し、そして実施する。

(e) INIPAが要求する資材，財，機器の購入計画をつくり、それらを購入し、保管し、配布する。

(f) 中央レベルの諸機関に対して、要請される補助および安全サービスを提供する。

(g) 文書の処理、送付されてきた規則類の記録，転記，保管事務ならびに本研究所の文書庫に関する事務を指導し、調整し、実施する。

(h) 現行の法規にのっとって本研究所の総予算および財政状況書を作成する。

(i) INIPAの財政状態を、定期的に本部管理機関に報告する。

(j) その管轄内の仕事に関してINIPAの諸機関を補佐する。

(k) その他、本部管理機関に命ぜられた事務の執行。

〔第36条〕 管理事務局の長には、事務局長の資格で、3管理機構の長がこれにあたる。そしてその職権は次のとおりとする。

(a) 監督下にある職員の仕事を指導し、監督し、評価する。

(b) INIPAの他の機関にあってこの局を代行している職員の仕事を監督し、さらに職員の仕事がよりよくはかどるに必要な手段を提案する。

(c) その監督下の局の予算案を提出する。

- (d) その監督下にある職員の任命、契約、昇進あるいは再任について提言し、管理事務室の責任者のことであれば意見を具申し、さらに奨励金の授与あるいは懲罰のような点についても提言を行う。
- (e) その監督下にある職員のための能力向上あるいは専門化の必要なこと、また研修のための講習をうけたり奨学金をうける候補者を通告する。
- (f) その管轄内の業務について、方針を指示する。
- (g) 実行した事業について本部管理機関に報告する。
- (h) その監督下の局の業務を律する技術、管理上の規定を作成するか、作成せしめる。
- (i) その他、本部管理機関が下命する事務を行う。

〔第37条〕 管理事務局の組織機構は次のとおりとする。

部

(a) 事務局

課

(b) 人事課

(c) 資材調達課

(d) 会計課

〔第38条〕 管理事務局の局長は2管理機構の長の補佐をうける。この補佐する者のは、この機関の業務でつねに局長を補佐し、局長に支障のあるとき、あるいは不在のときは同じ職能、同じ権限をもってそれを代行するものである。

〔第39条〕 人事課の職務は人事機構の決定した技術的な措置を遂行、実施することである。

〔第40条〕 資材調達課は調達機構の定めた措置を実施すること、またこの研究所に必要な補助サービスと安全性サービスを提供することを職務とする。

〔第41条〕 会計課の職務は、会計帳簿をつけ、予算額を請求、受理し、INIPAの行った責務を清算することであるが、これらすべては関係の法規にのっとって行う。

〔第42条〕 管理事務局はこの研究所の本部管理機関に直属していて、次の職能を有する。

(a) 機能上の関係：本研究所の中央レベルの他の機関および農業牧畜調査振興センター(CIPA)と。

(b) 調整面での関係：この局の管轄範囲にある面において、公営農業部門において他の機関と組織、それに公営民営の他の団体と。

## 第8部 中枢系列の機関

### 第2章 農業牧畜振興部

〔第62条〕 農業牧畜振興部の組織構成は次のとおりである。

部

(a) 部

補佐機関

- (b) 農業経済，農村流通事務所
- (c) 農業工学事務所

〔第63条〕 農業経済，農村流通事務所の職務は農業牧畜にたずさわる者の増収を目指した事業をおこし、生産物をとくに食品の効果的流通を振興させることである。またこれには農業牧畜面でのデータを提供できる情報組織を確立し、INIPAが関係している金融計画における計画化と監督体制をととのえてゆかなければならない。

〔第65条〕 農業牧畜開発課の職務は、農業牧畜開発のための技術を提起すること、そして農村家庭の社会経済水準の向上を目的として、INIPAの開発機構を指導、監督し、評価することである。

〔第66条〕 農業牧畜育成課の職務は、農業牧畜分野の生産ならびに生産性の向上を目指して、これらの技術水準を引き上げて耕作、飼育の育成、振興につとめることである。

## 第9部 地方の諸機関

### 第1章 農業牧畜調査振興センター

〔第82条〕 上記のセンターの組織機構は次のとおりである。

部

- (a) センター事務局

管理機関

- (b) 内部管理事務室

補佐機関

- (c) 予算，企画事務室

支援機関

- (d) 管理事務室
- (e) 技術通信室
- (f) 農業経済，農村流通事務室

課

- (g) 試験基地
- (h) 農業牧畜振興地域
- (i) 農業機械地方サービス所

〔第83条〕 (a)内部管理事務室とは、全国管理機構組織法ならびにその他の現行の法規にのっとってCIPAの職員の管理事務をおこなう任をもった事務室である。

(b) 予算，企画事務室は計画を作成し、それらの実施状況を評価する。また合理化事業さらにはCIPAの予算の作成，執行，評価，必要とする技術協力事業を指導し、実行する。

〔第84条〕 管理事務室が職務とするのは、職員、会計帳簿づけ、調達の事務である。そして文書処理を行い、補助的なサービスを提供する。

〔第86条〕 農業経済、農村流通事務室は、生産要素の利用をより効率よく行うことを目的とした事業を行い、生産物の流通に便宜をはかり、農業経済関係の情報提供事業および金融面での援助事業を行う。

〔第89条〕 農業牧畜振興地域とは、農業牧畜の開発、育成事業を実行し、そしてその権限の範囲内において農業経済の開発に協力する。







JICA

